

別紙 1

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 長崎県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び諫早市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 住所の状況について、諫早市が私（申請者）及び世帯全員に対して報告を求めること、及び申請者世帯全員の支援金交付決定後 5 年間の転出入の状況について調査することに同意します。
- 3 以下の場合には、令和 7 年度諫早市地方就職学生支援金交付要領に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - （3）地方就職学生支援金の申請日から 1 年以内に諫早市に転入しなかった場合：全額
 - （4）地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から 1 年以内に辞した場合（ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
 - （5）転入日から 3 年未満に諫早市から転出した場合：全額
 - （6）転入日から 3 年以上 5 年以内に諫早市から転出した場合：半額